「市民課 日曜窓口」をご利用ください ~ 1月26日より毎月第1・第4日曜日に開設

市では、令和2年1月より市民の皆さんへのサービス向上を目的として、毎月第1・第4日曜日の午前中に、市民課で証明書交付のための「日曜窓口」を開設します。仕事上の都合などで平日に来庁することができない方は、ぜひご利用ください。

なお、これに伴い毎週木曜日に午後7時まで行っていた「(一部業務の)時間延長窓口」 は、市民課・税務課とも終了します。

「電話等予約サービス」はこれまで通り継続して行いますので、業務時間終了後の証明書の受け取りはこちらをご利用ください。

◎現在の窓口延長業務と令和2年1月からの変更内容

現在の窓口延長業務

令和元年 12 月まで

①毎週木曜日延長窓口業務を実施 (市民課・税務課)

開設時間:午後5時15分~午後7時 ②各種証明書の電話等予約等サービ ス

(市民課・税務課)



令和2年1月からの変更内容

令和2年1月からスタート

①毎月第 1、第 4 日曜日窓口業務を 実施(市民課のみ)

開設時間:午前8時30分~正午 ※令和2年1月26日から始まります

※税務関係の証明書は取扱いません ②各種証明書の電話等予約等サービ ス

(市民課・税務課)

日曜窓口で取り扱う業務内容

- ・マイナンバーカードの交付(第4日曜日のみ) →本人のみ。 ※受付時間:午前9時~午前11時30分
- ・戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍の附票の交付請求 →請求できる方は、本人または直系親族の方
- ・住民票の写し、住民記載事項証明書、印鑑登録証明書の交付請求 →本人または同一世帯の方
 - →印鑑登録証明書の交付の場合は、印鑑登録カードが必要。
- 身分証明書の交付請求 →本人のみ。
- ・印鑑登録及び廃止の手続き →本人または回答書による代理登録
- ※休日窓口で取り扱う業務について、委任状による代理人請求はできません。
- ※他市区町村に本籍がある方は、関係がわかる戸籍謄抄本等が必要となります。
- ※住民票の写し、戸籍謄抄本等の広域交付はできません。